

党3中全会（2）

田中 修

はじめに

本稿では、「改革全面深化の若干重大問題に関する党中央決定」のうち、総論と経済関連部分を中心にそのポイントを紹介する¹²。

1. 改革全面深化の重大意義と指導思想³

（1）改革開放は、新時代の条件下、全国各民族・人民を党が率いて進める偉大な革命であり、現代中国の最も鮮明な特色である。

改革開放の最も主要な成果は、中国の特色ある社会主義を切り開き発展させたことであり、社会主義現代化建設のために強大な動力・有力な保障を提供したことである。事実が証明していることは、改革開放は現代中国の命運を決定づけるカギとなる選択であり、党・人民の事業が大きく足を踏み出し時代に追いつくための重要な宝刀（決め手）である⁴。

発展の実践・思想の解放・改革開放に終わりはなく、新たな情勢・新たな任務に対して、小康社会を全面的に実現し、富強・民主・文明的で調和のとれた社会主義現代化国家を実現し、中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現するには、新たな歴史的起点から改革を全面深化させ、中国の特色ある社会主義の道・理論・制度への自信を不断に増強しなければならない。

（2）改革全面深化の目標は、中国の特色ある社会主義制度を整備・発展させ、国家のガバナンス体系とガバナンス能力の現代化を推進することである。

改革の系統性・全体性・協同性を更に重視し、社会主義市場経済・民主政治・先進文化・調和のとれた社会・生態文明の発展を加速することにより、一切の労働・知識・技術・管理・資本の活力を競わせほとばしらせ、全ての社会的富を生み出す源泉が十分溢れ出るようにし、発展の成果の恩恵が更に多く更に公平に全人民に行き渡るようにしなければならない。

資源配分において市場が決定的役割を發揮することをめぐって、経済体制改革を深化させ、基本経済制度を堅持・整備し、現代市場システム、マクロ・コントロールシステム、

¹ 1. 2. (1) (2) は、本文の章・節の番号であるが、今回は経済関連を中心にポイントのみ紹介するため、番号が飛んでいる場合がある。

² なお、専門語の訳については、共同通信社の訳を一部参考としている。

³ ここが総論部分である。

⁴ ゴチックは筆者。

開放型経済システムの整備を加速し、経済発展方式の転換を加速し、イノベーション型国家の建設を加速し、経済の更に効率的・公平で持続可能な発展を推進する。

(3) 改革を全面的に深化させるには、わが国が長期にわたり社会主義初級段階にあるという最大の現実⁵に立脚し、発展がなおわが国が抱える問題の解決のカギであるという縦断な戦略的判断を堅持し、経済建設を中心として、経済体制改革の牽引作用を発揮させ、生産関係と生産力、上部構造と経済の基礎を相適応させ、経済社会の持続的で健全な発展を推進しなければならない。

経済体制改革は、改革全面深化の重点⁵であり、核心問題は政府と市場の関係をうまく処理⁶、資源配分における市場の決定的役割⁷と政府の役割を発揮させることである。

市場が資源配分を決定することは、市場経済の一般ルールであり、社会主義市場経済体制を健全化するには、このルールを遵守し、市場システムが不完全で、政府の関与が多すぎ、監督管理が不十分という問題の解決に力を入れなければならない。

積極かつ穏当に、広範囲に深く、市場化改革を推進し、資源に対する政府の直接配分を大幅に減らし、資源配分を市場ルール・市場価格・市場競争に委ね、収益の最大化・効率の最適化を実現しなければならない。

政府の職責・役割は、主としてマクロ経済の安定維持、公共サービスの強化・最適化、公平な競争の保障、市場監督管理の強化、市場秩序の擁護、持続可能な発展の推進、共同富裕の促進、市場の失敗の補完である⁸。

(4) 改革開放の成功・実践は、改革全面深化のために必要な経験を提供しており、これを長期に堅持しなければならない。

最も重要なことは、

- ① 党の指導を堅持し、党の基本路線を貫徹し、閉鎖的で硬直化した旧い道を歩むことなく、旗印を改めるといふ邪まな道を歩むことなく⁹、中国の特色ある社会主義の道をしっかりと歩み、始終改革という正確な方向を確保する。
- ② 思想を解放し、事実に即して問題を処理し、時代と共に進み、真実を求め実務に励むことを堅持し、全て実際から出発し、国内の成功した方法を総括し、国外の有益な経験を参考にして、勇気をもって理論・実践の刷新を推進する。
- ③ 人間本位を堅持し、人民の主体的地位を尊重し、大衆のパイオニア精神を発揮させ、人

5 経済体制改革が最も重要であることが明記されている。

6 この表現は、李克強総理が3月17日の就任会見で用いている。

7 従来の「基礎的役割」が「決定的役割」に改められた。

8 政府の役割が限定的に列挙されている。

9 急進的な共産主義化路線も資本主義化路線も歩まないことを意味する。

民にしっかり依拠して改革を推進し、人民の全面的発展を促進する。

④改革・発展・安定の関係を正確に処理することを堅持し、**胆力は大きく、歩みは穏やか**でなければならず、**トップダウン設計の強化と慎重に進むことを結びつけ**¹⁰、全面的推進と重点のブレークスルーを共に促進し、改革の政策決定の科学性を高め、共通認識を広範に凝集し、改革の合成力を形成する。

現在、わが国の発展は新たな段階に入り、改革は**堅壘攻略の時期・深水区域**に入っている。強烈な歴史的使命感により、全党・全社会の知恵を最大限度集中し、一切の積極要因を最大限度動員して、敢えて難題に取り組み、困難を乗り越えて、更に大きな決意をもって思想・観念の束縛を突破し、**利益固定化の障壁を突破**して、中国の特色ある社会主義制度の自らの整備・発展を推進する。

2020年までに、重要分野・カギとなる部分の改革において**決定的な成果を得**¹¹、決定が提起した改革任務を完成し、系統的に整備され、科学的に規範化され、運営が有効な制度システムを形成することにより、各方面の制度を更に成熟させ、更に定型化する。

2. 基本経済制度の堅持・整備

公有制を主体とし、各種所有制経済が共同で発展する基本経済制度は、中国の特色ある社会主義の重要な支柱であり、社会主義市場経済体制の根底でもある。

公有制経済と非公有制経済はいずれも社会主義市場経済の重要な構成部分であり、いずれもわが国経済社会の発展の重要な基礎である。いささかも動揺することなく公有制経済を強固にし発展させ、公有制の主体的地位を堅持し、**国有経済の主導的役割を発揮させ、国有経済の活力・コントロール力・影響力を不断に増強しなければならない**¹²。いささかも動揺することなく非公有制経済の発展を奨励・支援・誘導し、非公有制経済の活力・創造力を奮い立たせなければならない。

(5) 財産権保護制度を整備する。

財産権は所有制の核心である。帰属をはっきりさせ、権限責任を明確にし、保護を厳格にし、流通がスムーズで健全な現在財産権制度を整備する。公有制経済の財産権を侵犯してはならないし、非公有制経済の財産権も同様に侵犯してはならない。

国家は各種所有制経済の財産権・合法利益を保護し、**各種所有制経済が法に基づき平等に生産要素を使用し、公平・公開・公正に市場競争に参加し、法律の保護を同等に受けす**

¹⁰ これは、10月7日のAPEC首脳会議における習近平国家主席演説と基本的に同じトーンである。

¹¹ この部分をとりえて、「改革の2020年までの先送りではないか」との懸念も出ている。

¹² これは習近平総書記が7月23日武漢で行った座談会での講話の内容を反映している。

ることを保証し、法に基づき各種所有制経済を監督管理する。

(6) 混合所有制経済を積極的に発展させる¹³。

国有資本・集団資本・非公有資本等が株を持ち合い、相互に融合した混合所有制経済は、基本経済制度の重要な実現形式であり、国有資本が機能を発揮し、価値を維持・増加させ、競争力を高めるのに資し、各種所有制資本が長短を補い、相互に促進し、共同発展するのに資するものである。

更に多くの国有経済とその他所有制経済が発展し、混合所有制経済となることを認める。国有資本投資プロジェクトに非国有資本が資本参加することを認める。混合所有制経済が企業従業員の持株制を実行し、資本所有者と労働者の利益共同体を形成することを認める。

国有資産管理体制を整備し、資本管理を主として国有資産監督管理を強化し、国有資本の授権経営体制を改革して、若干の国有資本運営会社を組織設立し、条件の整った国有企業を国有資本投資会社に改組する¹⁴。国有資本の投資運用は国家の戦略目標に奉仕しなければならず、更に多くの投資を国家の安全、国民経済の命脈に関わる重要業種・カギとなる分野に振り向け、公共サービスの提供、将来性のある重要な戦略的産業、生態環境保護、科学技術の進歩、国家安全の保障に重点を置く¹⁵。

一部国有資本を切り分け、社会保障基金の充実に振り向ける¹⁶。国有資本の経営予算制度を整備し、国有資本の収益について公共財政に上納させるウエイトを高め、2020年には100分の30にし¹⁷、更に多くを民生の保障・改善に用いる。

(7) 国有企業の現代企業制度整備を推進する。

国有企業は全民所有に属し、国家の現代化を推進し、人民の共同利益を保障する重要なパワーである。国有企業は総体として、既に市場経済に融合しており、市場化・国際化の新たな情勢に適応しなければならない。経営の政策決定を規範化し、資産の価値を維持・増加し、競争に公平に参加し、企業効率を高め、企業活力を増強し、社会の責任を引き受けることを重点として、更に国有企業改革を深化させる。

異なる国有企業の機能を正確に画定する。公益的な企業への国有資本投入を増やし、公

¹³ これは最近李克強総理が講話で強調しているものである。

¹⁴ これは、国有企業の性格を事業会社から資本を管理する持株会社ないし投資会社に改め、国有経済を再編・解体・スリム化することを狙う改革派の意向を反映しているものと思われる。

¹⁵ この解釈如何では、かなりの数の国有企業が温存される可能性もある。

¹⁶ 国有企業の株を利用した社会保障基金の充実は、かねてからの懸案であった。

¹⁷ 国有企業が国家に利益を納付していないことは、かねてから問題とされてきた。

共サービス提供方面で更に大きな貢献をさせる。国有資本が継続して株を支配し経営している自然独占業種については、政府・企業の分離、政府・資本の分離¹⁸、特許（フランチャイズ）による経営、政府の監督管理を主要内容とする改革を実行し、異なる業種の特徴に応じネットワークと運営を分離¹⁹し、競争的業務を開放し、**公共資源配分の市場化を推進する。各種形式の行政独占を更に打破する。**

協調して運営し、有効にバランスが制御された、健全なコーポレートガバナンスを整備する。プロフェッショナルな経営者制度を確立し、企業家の役割を更に好く発揮させる。企業内部管理者が昇任も降格もあり、従業員が参入も退出もでき、**所得が増えも減りもする制度改革を深化させる。**長期に有効な奨励・制約メカニズムを確立し、国有企業の経営委・投資の責任追及を強化する。国有企業の財務・予算等の重大情報の公開推進を模索する。

国有企業は市場からの選抜・招聘のウェイトを合理的に増やし、**国有企業の管理者の報酬水準²⁰・職務待遇・交際費・業務費を合理的に確定し、かつ厳格に規範化する。**

（8）非公有制経済の健全な発展を支援する。

非公有制経済は成長を支え、イノベーションを促進し、雇用を拡大し、税収を増やす方面で重要な役割を有している。権利・機会・ルールの平等を堅持し、**非公有制経済に対する各種形式の不合理的な規定を廃除し、各種の隠れた障壁を取り除き、非公有制企業が特許経営（フランチャイズ）分野に参入する具体的な方法を制定する²¹。**

非公有制企業が国有企業改革に参加することを奨励し、非公有資本が株を支配する混合所有制企業の発展を奨励²²、条件の整った私営企業が現代企業制度を確立することを奨励する。

3. 現代市場システムの整備加速

統一され開放的で、競争が秩序立った市場システムの建設は、資源配分において市場に決定的な役割を発揮させる基礎である。企業が自主的に経営し、公平に競争し、消費者が自由に選択し、自主的に消費し、商品と要素が自由に流動し、平等に交換される現代市場システムの形成を加速し、市場の障壁除去に力を入れ、資源配分の効率・公平性を高めな

¹⁸ 行政管理機能と国有資本所有者としての職責の分離。

¹⁹ 鉄道網・電力網・通信網・石油ガスパイプライン網などの整備部門とその運営部門を分離すること。

²⁰ 国有企業の経営者・従業員の給与の高さは、新たな所得格差問題として指摘されている。

²¹ これは国有経済が独占している分野への民間資本の参入を意味し、李克強総理が強調しているものである。

²² これは、民間資本による国有企業の事実上の吸収合併を容認するものである。

ければならない。

(9) 公平で開放的・透明な市場ルールを確立する。

統一した市場参入制度を実行し、ネガティブリストの基礎の上に、各種市場主体が法に基づきリスト以外の分野に平等に参入できるようにする。**外資に対し、参入前の内国民待遇+ネガティブリストの管理モデルを模索する。**商工登記制度の簡便化を推進し、資格認定項目を削減し、許可証が先で営業免許は後の方式を、営業免許が先で許可証は後の方式に改め²³、資本金登録を払込登録制度から徐々に引受登録制度に改める。国内取引・流通・流通体制改革を推進し、法治化されたビジネス環境を建設する。

市場の監督管理システムを改革し、統一した市場監督管理を実行し、全国統一の市場・公平な競争を妨害する各種規定・方法を整理・廃除し、各種の違法に優遇政策を実行する行為を厳禁し、懲罰に処する。**地方保護に反対し、独占・不当競争に反対する。**健全な社会信用情報収集システムを確立し、信義誠実を称揚し、信用失墜を懲罰し戒める。優勝劣敗による市場化された健全な退出メカニズムを整備し、**企業破産制度を整備する。**

(10) 主として市場による価格決定のメカニズムを整備する。

およそ市場により価格形成ができるものは、全て市場に譲り、政府は不当に関与しない。**水・石油・天然ガス・電力・交通・電信等の分野の価格改革を推進し、競争的な部分の価格を開放する。**政府が価格決定を行う範囲は、主として重要な公共事業、公益的サービス、ネットワーク型²⁴自然独占の分野に限定し、透明度を高め、社会の監督を受け入れる。農産品価格の形成メカニズムを整備し、市場に価格形成の役割を發揮させることを重視する。

(11) 都市・農村の統一した建設用地市場を確立する。

計画・用途規制に符合するという前提の下、農村集団経営の建設用地の譲渡・賃貸・出資を認め、国有地と同等の市場参入・同様の権利・同様の価格を実行する。**土地収用の範囲を縮小し、土地収用のプロセスを規範化し、土地が収用された農民に対する合理的で規範化された多元的な保障メカニズムを整備する²⁵。**国有地の有償使用の範囲を拡大し、非公益的な土地転用を減らす。国家・集団・個人を併せ考慮した土地キャピタルゲインの分配メカニズムを確立し、**個人の収益を高める²⁶。**土地の賃貸・譲渡・抵当の流通市場を整備す

²³ 現行制度では、企業を創設するとき、まず主要官庁で行政許可証を所得しないと、商工行政管理官庁で営業免許を申請することができない。改革後は、国の安全保障、市民の生命・安全に関わる場合を除いて、起業者は商工行政管理官庁で営業免許を受け取れば、一般的な生産・営業活動に重視することができるようになる（共同通信解説）。

²⁴ 電力網・通信網・鉄道網・石油ガスパイプライン網など。

²⁵ この制度不備が暴動の主要な原因となっている。

²⁶ 土地のキャピタルゲインにつき、個人の取り分が殆どないことが、庶民の不満につな

る。

(12) 金融市場システムを整備する。

金融業の対内・対外開放を拡大し、監督管理強化の前提の下、条件を備えた民間資本が法に基づき中小タイプの銀行等の金融機関を発起・設立することを認める²⁷。政策性金融機関の改革を推進する。様々なレベルの健全な資本市場システムを整備し、株の発行登録制度の改革を推進し、多様なルートでエクイティファイナンスを推進し、債券市場を発展・規範化し、直接金融のウエイトを高める。保険の経済補償メカニズムを整備し、巨大災害保険制度を確立する。あまねく広がる（インクルーシブ）ファイナンスを発展させる。金融のイノベーションを奨励し、金融市場のレベルと商品を豊富にする。

人民元レートの市場化形成メカニズムを整備し、金利の市場化推進を加速し、市場の需給関係を反映した健全な国債のイールドカーブを整備する。資本市場の双方向への開放を推進し、クロスボーダーの資本・金融取引の兌換可能性を順序立てて高め、マクロブルーム管理の枠組みの下で、健全な外債・資本流動の管理システムを確立する。人民元の資本項目の兌換化実現を加速する。

金融監督管理の改革措置と健全性基準を実施し、監督管理の協調メカニズムを整備し、中央・地方の金融監督管理の職責・リスク処理責任を画定する。預金保険制度を確立し、金融機関の市場化による退出メカニズムを整備する²⁸。金融インフラ建設を強化し、金融市場の安全で効率の高い運営と全体としての安定を保障する。

(13) 科学技術体制改革を深化させる。

オリジナルなイノベーション、集積によるイノベーション、導入・消化吸収・再イノベーションの健全な体制メカニズムを確立し、市場主導型の技術革新の健全なメカニズムを整備し、技術研究開発の方向・路線の選択・要素価格・各種イノベーション要因の配分に対する市場の主導的役割を発揮させる。産・学・研究機関の協同によるイノベーションのメカニズムを確立し、技術革新における企業の主体的地位を強化し、イノベーションにおける大型企業の骨幹的役割を発揮させ、中小企業のイノベーション活力を奮い立たせ、応用型技術の研究開発機関の市場化・企業化改革を推進し、国家のイノベーション体系を建設する。

がっていた。

²⁷ これは今回の金融制度改革の目玉である。

²⁸ これは今後金融の自由化・国際化を進めていく上で、重要な前提となるものである。これまで国有商業銀行の抵抗によりなかなか実現できなかった。

知的財産権の運用・保護を強化し、技術革新の健全な奨励メカニズムを整備し、知的財産権裁判所の設立を模索²⁹する。行政主導・部門縦割りを打破し、主として市場により決定される技術革新のプロジェクト・経費の配分、成果の評価の健全なメカニズムを確立する。技術市場を発展させ、技術移転のメカニズムを健全化し、科学技術タイプの中小企業の資金調達の条件を改善し、ベンチャーキャピタルのメカニズムを整備し、商業モデルを刷新し、科学技術の成果の資本化・産業化を促進する。

科学技術の計画・資源を整理・合理化し、基礎的・戦略的・先端的な科学研究及び共生技術の研究に対する支援メカニズムを整備する。国家の重大科学研究インフラは規定に基づき、一律に社会に対して開放しなければならない。イノベーションの調査制度とイノベーションの報告制度を確立し、公開で透明な国家科学研究の資源管理とプロジェクト評価のメカニズムを構築する。

中国科学院・中国工程院のメンバーの選定・管理体制を改革し、学科の配置を最適化し、中青年の人材のウエイトを高め、メンバーの退職・退出制度を実行する。

4. 政府機能の転換加速

科学的なマクロ・コントロール、有効な政府ガバナンスは、社会主義市場経済体制の優位性を発揮させる内在的要求である。政府機能を確実に転換し、行政体制改革を深化させ、行政管理方式を刷新し、政府の公的信用力・執行力を増強し、法治政府・サービス型政府を建設する。

(14) マクロ・コントロール体系を健全化する。

マクロ・コントロールの主要任務は、経済総量のバランスの維持であり、重大な経済構造の協調と生産力配置の最適化を促進し、経済の周期的な波動を軽減し、地域的・システムミックなリスクを防止し、市場の予想を安定化させ、経済の持続的で健全な発展を実現することである。

国家の発展戦略・計画を導きとし、財政政策と金融政策を主要な手段とした健全なマクロ・コントロール体系を整備し、マクロ・コントロールの目標制定と政策手段運用のメカニズム化を推進し³⁰、財政政策・金融政策と産業・価格等の政策手段との協調・組合せを強化し、臨機に選択する水準を向上させ、マクロ・コントロールの展望性（先見性）・的確性・協同性を増強する。国際マクロ経済政策協調に参加するメカニズムを形成し、国際経済ガバナンス構造の整備を推進する。

²⁹ これは新規政策である。

³⁰ これは、李克強総理の持論である、経済運営のインフレの上限と成長率・雇用の下限を設定し、経済が合理的区間内にあるときは構造改革・発展方式の転換を優先し、経済が上下限に接近したときは、マクロ政策を発動して経済の引締めないシテコ入れを行うというメカニズムを指している。

投資体制改革を深化させ、企業の投資主体としての地位を確立する。企業の投資プロジェクトについては、国家の安全・生態の安全、全国の重大な生産力の配置、戦略的な資源開発及び重大な公共利益等に関わるプロジェクトを除き、一律企業が法に基づき自主的に政策決定を行い、政府は今後審査・許認可を行わない³¹。

省エネ・土地節約・節水、環境、技術、安全等の市場参入基準を強化し、生産能力過剰を防止・解消する健全で長期有効なメカニズムを確立する。

成果の考課・評価体系を整備し、単純に経済成長をもって政治業績を評価するという偏向を正し³²、資源の消費、環境への損害、生態への効果、生産能力の過剰、科学技術のイノベーション、安全生産、債務の新規増加等の指標のウエイト付けを高め、労働就業・個人所得・社会保障・国民の健康状況を更に重視する。

国家の統一した経済計算制度の確立を加速し³³、全国・地方のバランスシートを編制し³⁴、全社会の不動産³⁵・信用等のデータベースの統一されたプラットフォームを確立して、部門間の情報共有を推進する。

(15) 政府機能を全面・正確に履行する。

更に行政を簡素化し権限を開放して、行政審査・許認可制度改革を深化させ、**政府のミクロ事務への管理を最大限度減らす**。市場メカニズムが有効に調節できる経済活動については、一律に審査・許認可を取り消し、留保した行政審査・許認可については、管理を規範化し、効率を高める。末端が直接の対象となり、量が多く広範で、地方が管理した方がより簡便有効な経済社会事項については、一律に地方・末端の管理に委譲する。

政府は発展の戦略・計画・政策・基準等の制定・実施を強化し、市場活動の監督管理を強化し、各種公共サービスの提供を強化しなければならない。中央政府のマクロ・コントロールの職責・能力を強化し、地方政府の公共サービス、市場監督管理、社会管理、環境保護等の職責を強化する。政府のサービス購入を普及し、およそ事務的な管理サービスに属するものであれば、原則として全て競争メカニズムに引き入れ、契約・委託等の方式を通じて社会から購入しなければならない。

³¹ これは企業のミクロ活動に対する政府の関与を排除するものである。

³² これは以前からの課題である。

³³ たとえば、地方政府の域内生産の数値を集計した GDP 合計額と国家統計局が発表する国の GDP の数値が大きく乖離する現象を改めることが含まれよう。

³⁴ これにより、国・地方の債務残高を明らかにすることができる。

³⁵ 不動産価格についても、かねてより国と地方の統計で大きな乖離があることが指摘されていた。

事業単位の分類別改革を加速し、政府の公共サービス購入を強化し、公営事業単位と主管部門の関係の調整・脱行政化を推進し、条件を創り出して、学校・科学研究所・病院等の単位の行政ランキングを段階的に取り消す。事業単位のコーポレートガバナンスを確立し、条件の整った事業単位の企業あるいは社会組織への転換を推進する。各種事業単位の統一した登記管理制度を確立する。

(16) 政府の組織構造を最適化する。

政府機能を転換するには、機構改革を深化させなければならない。政府機構の設置、機能の配分、政策の流れを最適化し、政策決定権・執行権・監督権が、相互に制約するだけでなく相互に協調した行政の運営メカニズムを整備する。業績効果の管理を厳格化し、実施責任を際立たせ、権限と責任の一致を確保する。

党・政府・大衆の機構改革を統一的に企画し、部門の職責関係を調整する。大部門制を積極かつ穏当に実施する³⁶。行政区画の設置を最適化し、条件の整った地方は省が直接県(市)を管理する体制改革の推進を模索する。機構編制を厳格に抑制し、規定に厳格に基づき指導幹部を配備し、機構の数・指導職の数を減らし、財政が養う人員の総量を厳格に抑制する³⁷。機構編制管理の科学化・規範化・法制化を推進する。

5. 財政・税制改革の深化

財政は、国家ガバナンスの基礎・重要な支柱であり、科学的な財政・税制は資源配分の最適化、市場の統一の擁護、社会の公平の促進、国家の長期にわたる秩序安定を実現する制度保障である。立法を整備し、権限を明確にし、税制を改革し、税負担を安定させ、予算を透明化し、効率を高め、現代財政制度を確立して、中央・地方の2つの積極性を発揮させなければならない。

(17) 予算管理制度を改善する。

全面的に規範化された、公開・透明な予算制度を実施する。予算審議の重点を、バランス状態・赤字規模から、支出予算・政策の展開に振り向ける。重点支出が財政収支の伸び率あるいはGDPとリンクしている事項を整理・規範化し、一般的にはリンク方式を採用しない。年度をまたがる予算をバランスさせるメカニズムを確立し、権限・責任の発生主義に基づく政府総合財務報告制度を確立し、規範的で合理的な中央と地方政府の債務管理とリスク事前警告メカニズムを確立する³⁸。

³⁶ 例えば、銀行・証券・保険の3監督管理委員会の統合などが挙げられる。

³⁷ これは3月17日の就任会見で、李克強総理が国民に示した3大公約の1つである。

³⁸ 現在、地方政府の債務の増大とその管理が大きな問題となっている。

一般性移転支出³⁹の増加メカニズムを整備し、旧革命根拠地・民族地域・辺境地域・貧困地域に対する移転支出を重点的に増やす。中央が打ち出した支出増加政策によって形成された地方財政力の不足については、原則として一般性移転支出を通じて調節する。特定移転支出項目⁴⁰を整理・合理化・規範化し、競争的分野での特定移転支出・地方資金の交付を段階的に取り消し、誘導・救済・応急的な特定移転支出を厳格に抑制し、留保した特定移転支出については選別を進め、地方事務に属するものは一般性移転支出に組み入れる。

(18) 税制を整備する。

税制改革を深化させ、地方税システムを整備し、直接税のウエイトを徐々に高める。増値税改革を推進し、税率を適切に簡素化する。消費税の課税範囲・対象・税率を調整し、エネルギー多消費・高汚染製品及び一部のハイランク消費品を課税範囲に組み入れる。総合と分類が結びついた個人所得税制を徐々に確立する。不動産税の立法を加速し、改革を適切に推進する。資源税改革を加速する。環境保護を推進し、費用を税に改める⁴¹。

税制を統一し、税負担を公平にし、公平な競争を促進するという原則に基づき、税制優遇とりわけ地域の税制優遇政策に対する規範化・管理を強化する。税制優遇政策の統一は、専門の税法規により、税制優遇政策を整理・規範化する。国税・地方税の徴収管理体制を整備する。

(19) 権限と支出責任が釣り合った制度を確立する。

- ①中央の権限と支出責任を適切に強化し、国防、外交、国家安全、全国统一市場に関わるルール・管理等を中央の権限とする。
- ②一部の社会保障⁴²、地域をまたがった重大プロジェクトの建設・維持等を中央・地方の共同権限とし、権限関係を徐々に調整する。
- ③地域的な公共サービスを地方の権限とする。

中央と地方は権限の区分に応じて相応に支出責任を負担・分担する。中央は、移転支出の計上を通じて、一部の権限・支出責任を地方に委託・負担させることができる。地域をまたがり、その他地方に与える影響がかなり大きい公共サービスについては、中央は移転支出を通じて、一部の地方の権限・支出責任を負担する。

中央・地方の財政力構造の総体としての安定を維持し、税制改革と結びつけ、税目の属性を考慮して、中央と地方の収入区分を更に調整する⁴³。

³⁹ わが国の地方交付税に相当。

⁴⁰ わが国の補助金に相当。

⁴¹ 注目されていた遺産税の導入は盛り込まれなかった。

⁴² これまでは、社会保障は地方主導であったが、中央が関与するようになった。

⁴³ たとえば、地方税である営業税を共有税（国 75%、地方 25%）である増値税に完全に改めてしまえば、中央・地方の税收バランスが変わってしまうので、増値税の性格の見直しが必要となる。

6. 都市・農村の発展が一体化した健全な体制メカニズムの整備

都市・農村の二元構造は、都市・農村発展の一体化を制約する主要な障害である。体制メカニズムを健全化し、工業により農業を促進し、都市により農村を牽引し、工業・農業が互恵関係にあり、都市・農村が一体となった新しいタイプの工業・農業・都市・農村関係を形成することにより、広範な農民を現代化プロセスに平等に参加させ、現代化の成果を共同で享受させる。

(20) 新しいタイプの農業経営システムの構築を加速する。

農業における家庭経営の基礎的地位を堅持し、家庭経営・集団経営・共同経営・企業経営等共同発展のための農業経営方式の刷新を推進する。農地の集団所有権を堅持し、法に基づき農地の請負経営権を擁護し、集団経済を大きく発展させる。農地の請負関係を安定させ、長期不変を維持し、最も厳格な耕地保護制度を堅持・整備する前提の下、請負地に関して占有・使用・流通及び請負経営権の抵当・担保権能を農民に賦与し、**農民が請負経営収入により農業産業化経営に資本参加することを認める**。請負経営権が公開市場で専業大農家・家庭農場・農民合作社・農業企業に流通することを奨励し、**多様な形式の規模経営を**発展させる。

農村が協同経済を**発展させることを奨励**し、規模化・専門化・現代化経営の発展を支援し、財政プロジェクト資金を条件に符合した合作社に直接投入することを認め、財政補助で形成された資産を合作社に譲渡し保有・管理させることを認め、合作社が協同信用を展開することを認める。工商資本が農村で企業家経営に適合した現代的飼育業を**発展させることを奨励・誘導**し、**農業に現代的な生産要素・経営モデルを導入**する。

(21) 農民に更に多くの財産権を賦与する。

農民の集団経済組織の構成員としての権利を保障し、農民の株式合作⁴⁴を積極的に**発展させ**、集団資産の株主持ち分に対する占有・収益・有償退出及び抵当・担保・継承権を農民に賦与する。農家の住宅用地の**用益物権を保障**し、**農村宅地制度を改革・整備**し、若干のテストケースを選択して、農民の住宅財産権の**抵当・担保・譲渡を慎重かつ穏当に推進**し、**農民が資産性収入を増やすルートを模索**する。農村財産権流通取引市場を**確立**し、農村財産権流通取引の**公開・公正・規範的な運営を推進**する。

(22) 都市・農村の要素の平等な交換と公共資源のバランスのとれた配分を推進する。

出稼ぎ農民に同一労働同一賃金を保障し、農民が公平に土地のキャピタルゲインを分割享受することを保障し、金融機関が農村預金を主として農業・農村に用いることを保障す

⁴⁴ 株式制と組合制の折衷。

る。農業支援・保護体系を健全化し、農業補助制度を改革し、食糧主要生産地域の利益補償メカニズムを整備する。農業保険制度を整備する。社会資本が農村建設に向かうことを奨励し、企業・社会組織が農村において各種事業を興すことを認める。都市・農村のインフラ建設とコミュニティ建設を統一的に企画し、**都市・農村の基本公共サービスの均等化を推進**する。

(23) 都市化の健全な発展の体制メカニズムを整備する。

中国の特色ある新しいタイプの都市化の道を歩むことを堅持し、人を核心とした都市化を推進し、大中小都市・町の協調した発展、産業と都市が融合した発展を推進し、都市化と新農村建設の協調推進を促進する。都市の空間構造と管理構造を最適化し、都市の総合的な受容能力を増強する。

都市建設・管理の刷新を推進する。透明で規範的な都市建設投の融資メカニズムを確立し、**地方政府が起債等の多様な方式を通じて都市建設の資金調達ルートを開拓することを認め**⁴⁵、社会資本が特許経営方式等を通じて都市インフラの投資・運営に参加することを認め、**都市インフラ・住宅政策の金融機関設立を検討**する⁴⁶。市設置の基準を整備し、審査・許認可プロセスを厳格化し、行政区画の調整条件を具備した県は順次市に転換することができる。収容人口が多く、経済実力が強い鎮には、同じ人口・経済規模に相応した管理権を賦与することができる。地域を越えた都市発展の協調メカニズムを確立・整備する。

農業から移転した人口の市民化を推進し、条件に符合した農業からの移転人口を都市住民に段階的に転換する。人口管理を刷新し、**戸籍制度改革を加速し、鎮・小都市への戸籍転入制限を制度上全面開放し、中等都市への戸籍転入制限を順序立てて開放し、大都市への戸籍転入条件を合理的に確定し、特大都市の人口規模を厳格に抑制**する。

都市基本公共サービスで常住人口全てをカバーすることを着実に推進し、都市に戸籍転入した農民を完全に都市住宅・社会保障体系に組み入れ、農村で参加した年金保険・医療保険を都市社会保障体系に規範的に接続させる。**財政移転支出を農業移転人口の市民化とリンクさせるメカニズムを確立**⁴⁷し、都市建設用地を厳格・合理的に供給し、都市の土地利用率を高める。

7. 開放型経済新体制の構築

経済がグローバル化する新情勢に適応し、対内・対外の開放を相互に促進し、導入と海

⁴⁵ これまで地方債の発行は一部の例外を除き、認められていなかった。このため、融資プラットフォームを通じた資金調達が横行したのである。

⁴⁶ 新金融機関の設立も新政策として注目される。

⁴⁷ 鎮・小都市の財政力では、出稼ぎ農民を市民化し、基本公共サービスを提供する費用がまかなえないため、国家の財政援助が必要となる。

外進出を更に好く結びつけることを推進し、国際・国内要素の秩序立った自由な流動、資源の効率の高い配分、市場の深い融合を促進し、**国際経済の協力・競争に参加しこれをリードする新たな優位性の育成を加速する。**

(24) 投資参入を緩和する。

内外資本の法規を統一し、外資政策の安定・透明・予測可能性を維持する。**金融・教育・文化・医療等のサービス業分野における秩序立った開放を推進し、幼児保育・養老、建築設計、会計検査、商業取引・物流、電子ビジネス等サービス業分野への外資参入制限を開放し、一般製造業を更に解放する。**税関特殊監督管理地域の整理合理化・最適化を加速する。

中国上海自由貿易試験区の設立は、党中央が新情勢下において改革開放を推進するための重大措置であり、確実にしっかり建設・管理し、改革全面深化と開放拡大のために新たな方途を模索し、新たな経験を累積しなければならない。現行テスト推進の基礎の上に、条件を具備した若干の地方を選択し、自由貿易園（港）区を発展させる。

企業及び個人の対外投資を拡大し、企業及び個人の対外投資における主体的地位を確立し、自身の優位性を発揮した国外で投資協力を展開することを認め、自らリスクを負担し各国・各地域で自由にプロジェクト・労務協力プロジェクトを請け負うことを認め、方式を刷新して海外進出しグリーンフィールド投資・M&A投資・証券投資・共同投資等を展開することを認める。

関係する国家・地域との投資協定締結を加速し、対外投資の審査・許認可体制を改革し、領事保護体制を整備し、権益保障・投資促進・リスク事前警告等更に多くのサービスを提供し、投資協力の余地を拡大する。

(25) 自由貿易地域の建設を加速する。

WTOルールを堅持し、バイ・マルチ・地域・亜地域への開放協力を堅持し、各国・各地域の利益の合流点を拡大し、**周辺を基礎とした自由貿易地域戦略の実施を加速する。**市場参入・税関・検疫検査等の管理体制を改革し、環境保護・投資保護・政府調達・電子ビジネス等の新たな議題の協議を加速し、全世界に向けたハイレベルの自由貿易地域ネットワークを形成する。

香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地域に対する開放協力を拡大する。

(26) 内陸・沿辺の開放を拡大する。

グローバル産業の再配置のチャンスをしっかり掴み、内陸貿易・投資・技術革新の新たな

な協調的發展推進する。加工貿易モデルを刷新し、内陸産業の集積發展に資する体制メカニズムを形成する。内陸都市が国際旅客・貨物航空輸送ラインを増開設することを支援し、多様な方式で連携輸送を發展させ、東中西部を横断し南北を連結する対外經濟回廊を形成する。内陸と沿海・沿辺の通関協力を推進し、通関港管理の関連部門の情報交換・監督管理の相互連絡・法執行の相互援助を実現する。

沿辺の開放の歩みを加速し、沿辺の重点港・辺境都市・經濟協力区が人員の往来・物流加工・觀光等の方面で特殊な方式・政策を実行することを認める。開発性金融機関を設立し、周辺国家・地域のインフラと建設の相互連絡を加速し、シルクロード經濟帶・海のシルクロード建設を推進し、全方位に開放された新たな構造を形成する。

10. 権力行使の制約・監督管理体系の強化

(37) 作風改善を常態化させた健全な制度を整備する

會議・公文書制度を改革し、中央から手始めに會議・文件を減らし、會議・文書の作風改善に力を入れる。健全で厳格な財務予算、許認可・會計検査制度を整備し、「公費接待・公費海外出張・公用車購入」経費支出とオフィスビル・公会堂・ゲストハウスの建設抑制に力を入れる⁴⁸。政治業績の考課メカニズムを改革し、「イメージ作りのプロジェクト」、「政治業績プロジェクト」及び不作為・むやみな作為の解決に力を入れる。

指導幹部の活動・生活の保障制度を規範化し、住宅・オフィスを何ヵ所も占有することを許さず、基準を超えた住宅・オフィスを手配することを許さず、規定に違反した公用車供用を許さず、規定に違反した秘書の手配を許さず、規格を超えた警備を許さず、基準を超えた公務接待を許さず、規定に違反し基準を超えた待遇を享受する等の問題を厳粛に調査・処分する。

指導幹部の親族のビジネス、公職・社会組織の職務への就任、出国定住等に関連する制度・規定を整備・厳格に執行し、指導幹部が公権力あるいは自身の影響力を利用して、親族その他特定の関係者にために私的利益を謀ることを防止し、特権思想・作風に断固反対する。

11. 文化体制メカニズム刷新の推進

(39) 健全な文化市場システムを確立する。

引き続き、国有經營の文化単位の企業への再編、会社制・株式制への改造を加速する。非公有制文化企業の發展を奨励し、社会資本の参入ハードルを引き下げる。各種形式の小型・零細文化企業の發展を支援する。

⁴⁸ これは、李克強総理が3月17日に就任会見で国民に対して行った公約である。

12. 社会事業の改革・刷新の推進

発展の成果の恩恵を更に多く更に公平に全人民に行き渡らせることを実現するには、社会事業改革を加速し、人民が最も関心を寄せ、人民に最も直接的で最も現実的な利益問題をしっかりと解決し、社会のために多様なサービスを提供するよう努力し、人民の需要を更に好く満足させなければならない。

(42) 教育分野の総合改革を深化させる。

教育の公平を大いに促進し、家庭経済が困窮している学生の学資援助の健全なシステムを整備し、情報化手段を利用して質の優れた教育資源によるカバー率を拡大する有効なメカニズムを構築し、**地域、都市・農村、学校間の格差を徐々に縮小**する。義務教育資源のバランスのとれた配分を統一的に企画する。現代職業教育体系の建設を加速し、産業・教育の融合、学校・企業の協力を深化させ、素質の高い労働者と技能型人材を育成する。

(43) 就業・起業を促進する健全な体制メカニズムを整備する。

経済の発展と雇用拡大が連動したメカニズムを確立し、政府が雇用促進の責任を負う健全な制度を整備する。採用制度を規範化し、都市・農村、業種、身分、性別等が平等な就業に影響を及ぼすような一切の制度障害・職業差別視を除去する。起業を支援する優遇政策を整備し、政府が起業を奨励し、社会が起業を支援し、労働者が勇気をもって起業する新たなメカニズムを形成する。都市・農村の均等な公共就業・起業サービス体系を整備し、労働者の終身職業訓練システムを構築し、失業保険制度の失業予防・雇用促進機能を強化し、**就業失業のモニタリング統計制度を整備する**⁴⁹。労使関係の協調メカニズムを刷新し、従業員が合理的に要求を表明するスムーズなルートを整備する。

大学等卒業生を重点とした青年の就業及び農村から移転した労働力・都市就業困難人員・退役軍人の就業を促進する。産業のグレードアップを、大学等卒業生更に多く適合した就業ポスト開発に結び付ける。政府が購入する末端公共管理・社会サービスのポストを、更に多く大学等卒業生の就業に用いる。大学等卒業生が末端で活動することを奨励する健全な保障メカニズムを整備し、公務員の特別枠採用・事業単位の優先採用のウエイトを引き上げる。大学等卒業生が自主的に起業することを奨励する政策を実行し、国家・省レベル大学等卒業生就業・起業発展基金を整理・合理化する。卒業後就業していない大学等卒業生の就業促進計画を実施し、未就業者を就業研修・技能訓練等就業準備活動の中に組み入れ、特殊就業困難者に対しては、全過程での就業サービスを実行する。

⁴⁹ 現在の都市登録失業率は、出稼ぎ農民が統計の対象から落ちており、都市戸籍であってもハローワークに登録しないと統計から落ちるなど、失業の実態を反映していないと指摘されている。

(44) 合理的で秩序立った所得分配構造を形成する。

労働所得の保護を重視し、労働報酬の伸びと労働生産性の上昇が同歩調となることの実現に努力し、第 1 次分配における労働報酬のウエイトを高める。賃金決定と賃金の正常な伸びの健全なメカニズムを整備し、最低賃金と賃金支払いの保障制度を整備し、企業給与の集団交渉制度を整備する。

政府機関・事業単位の給与・補助手当制度を改革し、困難な縁辺地域への補助増加メカニズムを整備する。資本・知識・技術・管理等が要素市場で決定される健全な報酬メカニズムを整備する。投資・賃貸サービス等の方途を拡大展開し、上場会社の投資家へのリターンメカニズムを最適化し、投資家とりわけ中小投資家の合法権益を保護し、個人の財産性所得を多様なルートで増やす。

税制・社会保障・移転支出を主要手段とした再分配調節メカニズムを整備し、税制による調節を強化する。公共資源の譲渡収益を合理的に共に享受させるメカニズムを確立する。慈善寄付の税減免制度を整備し、慈善事業が貧困扶助に積極的役割を發揮することを支援する。

所得分配秩序を規範化し、所得分配をコントロールする体制メカニズムを整備し、個人の所得・財産の情報システムを確立し、合法所得を保護し、高すぎる所得を調節し、隠し所得を整理・規範化し、違法所得を取り締まる。低所得者の所得を増やし、中等所得者のウエイトを拡大する。都市・農村、地域、業種の所得分配格差の縮小に努力し、オリーブ型の分配構造を徐々に形成する。

(45) 更に公平で持続可能な社会保障制度を確立する。

社会によるプール（統一資金調達）と個人口座が結びついた基本年金保険制度を堅持し、個人口座制度を整備し、多く資金調達する健全な奨励メカニズムを整備し、参加者の権益を確保し、基礎年金の全国プール⁵⁰を実現し⁵¹、数理的均衡原則を堅持する。政府・事業単位の年金保険制度改革を推進する。

都市・農村の基本年金保険制度・基本医療保険制度を整理・合理化する。都市・農村の最低生活保障制度の統一的な企画・発展を推進する。各人の社会保障待遇を併せ考慮して合理的に確定し、正常に調整する健全なメカニズムを確立する。

社会保険関係の移転接続政策を整備し、保険参加・保険料徴収のカバー率を拡大し、社会保険料率を適時適切に引き下げる。漸進式の退職年齢の延長政策を検討・実施する。社会保障の管理体制・運営サービス体系の健全化を加速する。国情に符合した健全な住宅保障・供給システムを整備し、公開され規範的な住宅公的積立金制度を確立し、住宅公的積

⁵⁰ 年金を全国で統一的に運営すること。

⁵¹ 基礎年金の整備は省から国の仕事となった。

立金の引出・使用・監督管理メカニズムを改善する。

社会保障財政への健全な投入制度を整備し、社会保障予算制度を整備する。社会保険基金の投資への管理・監督を強化し、基金の市場化・多元化した投資運用を推進する。免税・課税猶予等の優遇政策を制定し、企業年金・職域年金・商業保険の発展を加速し、様々なレベルの社会保障体系を構築する。

人口高齢化に積極的に対応し、社会による養老サービス体系の確立と老人向けサービス産業の発展を加速する。農村留守児童・婦人・老人の面倒をみる健全なサービス体系を整備し、障害者の権益の保障・困窮した児童を分類して保障する制度を健全化する。

(46) 医薬・衛生体制改革を深化させる。

医療保障・医療サービス・公共衛生・薬品供給・監督管理体制の総合改革を統一的に企画・推進する。医療・衛生機関の総合改革を深化させ、都市・農村末端の医療・衛生サービスのネットワーク化した健全な運営メカニズムを整備する。公立病院改革を加速する。医療保険の支払方式を改革し、健全な国民医療保険システムを整備する。重大・特大疾病の医療保険・救済制度の健全化を加速する。社会の医療行為を奨励し、非営利的医療機関の開設・運営を優先的に支援する。

計画出産の基本国策を堅持し、一方が一人っ子の夫婦が 2 人の子供をつくることを認める政策を始動し、出生政策を徐々に調整し、人口の長期的にバランスのとれた発展を促進する⁵²。

13. 社会のガバナンス体制の刷新

(48) 社会組織の活力を奮い立たせる。

政府と社会の関係を正確に処理し、政府・社会の分離実施を加速し、社会組織の権利・責任の明確化、法に基づく自治、役割発揮を推進する。社会組織により、公共サービスを提供し、解決するのに適した事項については、社会組織に担当させる。ボランティア組織を支援・発展させる。期限を定めて業種協会・商会と行政機関との真の切り離しを実現し、業種協会・商会、科学技術、公益慈善、都市・農村コミュニティサービス関連の社会組織を重点的に育成し、優先的に発展させ、設立時には直接法に基づき登録を申請できるようにする。社会組織と国内外の NGO への管理を強化し、彼らが法に基づき活動を展開するよう誘導する。

(50) 健全な公共安全体系を整備する。

統一された権威ある食品・薬品安全監督管理機関を整備し、最も厳格で全プロセスをカ

⁵² 2012 年に労働年齢人口が初めてマイナスに転じたことを受け、従来の一人っ子政策を見直したものである。

バーした監督管理制度を確立し、食品原産地トレーサビリティ制度と品質マーク制度を確立し、食品・薬品の安全を保障する。

14. 生態文明制度建設の加速

(53) 資源の有償使用制度と生態補償制度を実行する。

自然資源及びその製品の価格改革を加速し、市場需給、資源の希少程度、生態環境の損害コストと修復効果を全面的に反映させる。受益者が補償する原則を堅持し、重点生態機能区の生態補償メカニズムを整備する。環境保護市場を発展させ、省エネ・炭素排出権・汚染物質排出権・水利権取引制度を推進し、社会資本を引き寄せ生態環境保護に投入させる市場化メカニズムを確立する。

(54) 生態環境保護管理体制を改革する。

汚染物質排出許可制度を整備し、企業・事業単位の汚染物質排出総量規制制度を実行する。生態環境の損害を生み出した責任者に対して厳格な賠償制度を実行し、法に基づき刑事責任を追及する。

15. 国防・軍隊改革の深化

(56) 軍隊政策・制度の調整・改革を推進する。

健全な軍費管理制度を整備し、ニーズによる計画牽引・計画による主導の資源配分メカニズムを確立する。予算管理・受け払いの集中・物資調達、及び軍人医療・保険・住宅保障等の制度改革を深化させる。

(57) 軍民融合の深度進展を推進する。

国防工業体系を健全化し、国防科学技術の協同イノベーション体制を整備し、国防科学研究・生産管理と武器の装備・購入の体制メカニズムを改革し、優位性のある民間企業が軍需品の科学研究・生産・修繕分野に参入することを誘導する。

16. 改革全面深化に対する党の指導の強化・改善

(59) 改革を全面深化させるには、有力な組織的保証と人材の支えが必要である。

党・政府機関、企業・事業単位、社会各方面の人材がスムーズに流動する制度体系を整備する。人材が末端や、困難な地方・ポストに流動し、第一線で起業することを奨励する健全なメカニズムを整備する。国際競争力を備えた優位性のある人材制度の形成を加速し、人材評価メカニズムを整備し、人材政策の開放度を強め、海外の優秀な人材を広範に吸収して帰国ないし訪中しての起業を発展させる。

(12月3日記)